

件名	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年6月4日公布、平成27年4月1日施行)

**【改正の概要】**

①食品等の営業者が、危害分析・重要管理点方式（HACCP）を用いて衛生管理を行う場合における公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めるとともに、②第4次一括法により新たに知事の事務となった食品衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録の手数料を定める。

1 食品衛生法施行条例

①別表第1 公衆衛生上講ずべき措置の基準(危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合)

項目	新たに定める基準
営業の施設の管理	1 衛生管理を実施する班を編成すること。 2 製品説明書及び製造工程一覧図を作成すること。 3 食品等の取扱い (1) 製品の製造工程ごとに食品衛生上の危害の原因となる物質を特定し、危害の発生を防止するための措置を決定すること。 (2) 製造工程のうち、(1)の措置の実施状況のモニタリングを必要とするもの（重要管理点）を定めること。 (3) (2)のモニタリングを実施した結果、危害の発生が適切に防止されていないと認められる場合の改善措置を定め、適切に実施すること。 4 3に係る記録を保存すること。

※ 営業者は上記の新基準か従来の基準のいずれかを遵守しなければならない。

②別表第7

- ・食品衛生管理者養成施設登録手数料：150,000円
- ・食品衛生管理者講習会登録手数料：90,000円 を追加

2 愛媛県食の安全安心推進条例（附則改正）…食品衛生法施行条例の改正に伴う規定整備

施行日 平成27年4月1日

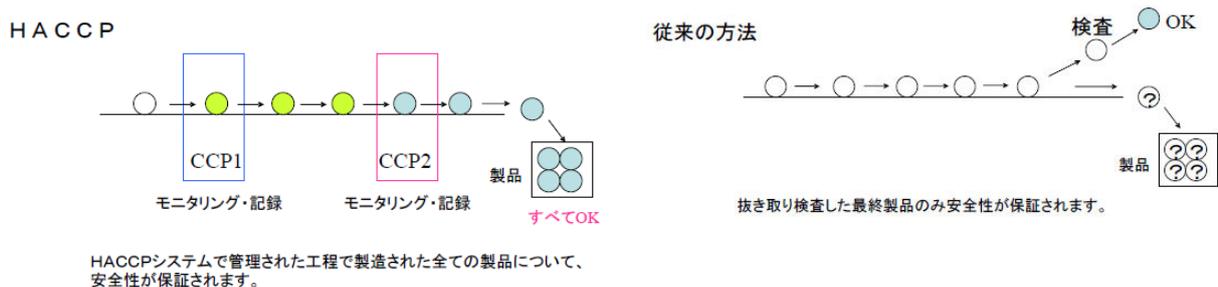
**【その他参考事項】**

1 改正の背景

近年、HACCP が国際標準として広く普及していることから、HACCP の段階的な導入を図るため、食品衛生法第50条第2項の規定に基づき都道府県が条例を定める場合の技術的助言である「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品等の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式



3 食品衛生管理者

製造・加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品等（乳製品、食肉製品等）の製造・加工を衛生的に管理させるため、法で施設ごとに置くことが義務付けられている者